

発議第1号

後期高齢者医療保険料の急激な上昇抑制に向けた後期高齢者医療財政安定化
基金の活用を求める意見書の提出について

後期高齢者医療保険料の急激な上昇抑制に向けた後期高齢者医療財政安定化基金の活用
を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和8年3月17日提出

厚生文教委員会

委員長 中西裕康

後期高齢者医療保険料の急激な上昇抑制に向けた後期高齢者医療財政安定化
基金の活用を求める意見書（案）

令和8年2月19日開会の岡山県後期高齢者医療広域連合議会において、令和8・9年度の後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という。)の大幅な上昇案が提示されたが、被保険者に及ぼす影響に鑑み、会期が延長され、さらなる審議が必要とされたところである。

今回の保険料改定に当たり、岡山県後期高齢者医療広域連合(以下「連合」という。)は、岡山県内市町村の意見を踏まえ、急激な保険料の上昇を抑制するため、岡山県(以下「県」という。)に後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)を活用するよう要望してきているが、これまでのところ県と連合との協議では、基金の活用が認められていない。

国は、令和7年3月13日の全国高齢者医療主管課長会議において、都道府県と広域連合が連携して基金の特例交付を行うことで、保険料の上昇を抑制するよう推奨しており、また県は、令和2・3年度の保険料改定以降、4・5年度、6・7年度と3期にわたって保険料抑制財源として、それぞれ10億円の基金の活用に同意してきた実績もある。

年金を主な収入とする後期高齢者医療制度の被保険者にとっては、近年の物価高騰に加えて、過去最大幅の保険料の上昇により保険料負担が大きくなり、必要な医療の受診控えとなることも考えられ、重症化することで医療費の増大につながるものが懸念される。

県においては、この基金の原資の3分の1が被保険者の保険料を財源として連合から拠出されたものであることを十分に考慮いただき、県民全体の約5分の1を占める後期高齢者の置かれた現下の厳しい状況の中、急激な保険料の上昇を抑制するため、是非とも基金を活用されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月17日

岡山県備前市議会

(意見書提出先) 岡山県知事